

いわて県民情報交流センター条例（平成17年岩手県条例第53号）第8条第2項の規定により、県民活動交流センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和元年8月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

1 ホール

区 分		利用料金					
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	円 13,620	円 23,050	円 28,290	円 38,760	円 54,480	円 67,050
	その他の日	10,480	18,860	23,050	32,480	45,050	56,570
1,000円未満の入場料を徴収 する場合	土曜日及び休日	19,900	32,480	40,860	54,480	76,480	95,330
	その他の日	15,710	27,240	33,520	46,100	63,900	78,570
1,000円以上3,000円未満の入 場料を徴収する場合	土曜日及び休日	26,190	41,900	53,430	71,240	98,480	122,570
	その他の日	20,950	34,570	44,000	58,670	82,760	102,670
3,000円以上5,000円未満の入 場料を徴収する場合	土曜日及び休日	34,570	56,570	71,240	95,330	132,000	164,480
	その他の日	28,290	47,140	58,670	78,570	110,000	136,190
5,000円以上の入場料を徴収 する場合	土曜日及び休日	44,000	71,240	89,050	119,430	165,520	205,330
	その他の日	35,620	58,670	73,330	98,480	138,290	170,760

備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。

2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。

3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日をいう。

4 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、5,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。

5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。

6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

7 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

2 ホール以外の施設

区 分	利用料金					
	9時から	13時から	17時30分	9時から	13時から	9時から

		12時まで	17時まで	から21時 30分まで	17時まで	21時30分 まで	21時30分 まで
展示室1	入場料を徴収しない場合	円 940	円 1,360	円 1,990	円 2,300	円 3,350	円 4,610
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	1,470	2,100	2,930	3,560	5,130	6,910
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	1,990	2,830	3,980	4,820	6,910	9,220
展示室2	入場料を徴収しない場合	2,200	3,250	4,500	5,450	7,750	10,270
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	3,350	4,820	6,700	8,170	11,520	15,400
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	4,500	6,500	9,010	11,000	15,500	20,740
展示室3	入場料を徴収しない場合	2,830	4,090	5,760	6,910	9,850	13,200
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	4,190	6,290	8,590	10,480	14,880	19,800
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	5,760	8,380	11,520	14,140	19,900	26,500
会議室501		6,600	8,900	12,560	16,020	21,480	28,080
会議室601		940	1,360	1,890	2,510	3,250	4,400
会議室602		2,620	3,460	5,030	6,390	8,490	11,310
会議室603		840	1,050	1,570	2,100	2,720	3,770
会議室604		840	1,050	1,570	2,100	2,720	3,770
会議室605		1,260	1,570	2,300	2,930	3,880	5,240
和室606		630	840	1,260	1,470	2,100	2,720
和室607		630	840	1,260	1,470	2,100	2,720
和室608		630	840	1,260	1,470	2,100	2,720
調理実習室		6,700	9,110	9,110	11,600	15,330	20,020
世代間交流室		11,420	15,300	15,300	19,300	25,700	33,700
スタジオ・調整室		840	1,260	1,680	2,200	2,930	3,880
練習スタジオ		840	1,260	1,680	2,200	2,930	3,880
会議室701		3,250	4,400	6,080	7,860	10,480	13,830
会議室702		3,250	4,400	6,080	7,860	10,480	13,830
会議室703		3,250	4,400	6,080	7,860	10,480	13,830
シャワー室704		420	630	630	1,360	1,360	2,100
シャワー室705		420	630	630	1,360	1,360	2,100
シャワー室706		420	630	630	1,360	1,360	2,100
リハーサル室		3,250	4,400	6,080	7,860	10,480	13,830
ミーティングルーム707		1,260	1,680	2,510	3,140	4,190	5,660
ミーティングルーム708		730	940	1,360	1,890	2,300	3,250
控室709		590	690	790	1,280	1,480	2,070
控室710		1,690	2,280	2,700	3,970	4,980	6,670
控室711		1,180	1,640	2,160	2,820	3,800	4,980
控室712		730	940	1,260	1,890	2,200	3,250
控室713		730	940	1,260	1,890	2,200	3,250
会議室801（特別）		4,820	6,500	9,110	11,730	15,610	20,430

会議室802	3,250	4,400	6,080	7,860	10,480	13,830
会議室803	11,100	14,880	20,850	26,820	35,720	46,830
会議室804	19,160	25,560	35,920	46,200	61,500	80,660
会議室805	1,470	1,990	2,830	3,770	4,820	6,500
会議室806	1,470	1,990	2,830	3,770	4,820	6,500
会議室807	1,470	1,990	2,830	3,770	4,820	6,500
会議室808	1,470	1,990	2,830	3,770	4,820	6,500
会議室809 (和室)	1,680	2,140	3,160	3,820	5,300	6,980
研修室810	3,250	4,400	6,080	7,860	10,480	13,830
研修室811	3,250	4,400	6,080	7,860	10,480	13,830
研修室812	11,100	14,880	20,850	26,820	35,720	46,830
研修室813	1,470	1,990	2,830	3,770	4,820	6,500
研修室814	1,470	1,990	2,830	3,770	4,820	6,500
研修室815	1,470	1,990	2,830	3,770	4,820	6,500
研修室816	1,470	1,990	2,830	3,770	4,820	6,500
研修室817	1,990	2,620	3,770	4,710	6,390	8,380
屋外広場	1時間につき1平方メートルまでごとに10円					
県民プラザ	1時間につき1平方メートルまでごとに10円					

備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。

- 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 3 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、展示室にあつては1,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額、それ以外の施設にあつてはそれぞれの利用料金の額の3倍に相当する額とする。
- 4 会議室501又は会議室804について、会議室を二分割してその一方のみを使用する場合は、それぞれの利用料金の額の50パーセントに相当する額とする。
- 5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 7 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

表2 附属の設備の利用料金

区 分			単 位	利用料金 (1回につき)
附属の設備	ホール	照明設備	第1スポットライト	1式 円 2,700
			第2スポットライト	1式 3,470
			第3スポットライト	1式 3,470

	第4スポットライト	1式	3,470
	第5スポットライト	1式	3,650
	第6スポットライト	1式	1,550
	第7スポットライト	1式	1,180
	第8スポットライト	1式	1,180
	カラーフィルター	1式	200
	クセノンフォロースポットライト	1式	1,220
	プロジェクタースポットライト	1式	210
	ディスクマシーン	1式	360
	スライドキャリアマスク	1式	120
	ダブルマシン	1式	210
	リニアエフェクト	1式	290
	パターンアダプター	1式	40
	ミラーボール (丸変速型)	1式	100
	ミラーボール (楕円変速型)	1式	140
	波エフェクト	1個	70
	ステージスポットライト (1kw)	1個	220
	ステージスポットライト (0.5kw)	1個	200
	エリプソイダルスポット	1式	60
	ストリップライト	1台	90
	スモークマシーン	1式	210
映像設備	高輝度プロジェクター	1台	13,990
	書画カメラ	1台	820
	移動型液晶プロジェクター	1台	3,070
舞台設備	水引幕	1枚	590
	源氏幕	1対	370
	引割幕	1対	1,910
	袖幕	1枚	410
	一文字幕 (高さ4,550mm)	1対	880
	一文字幕 (高さ3,200mm)	1枚	630
	バック幕	1対	1,740
	ダメ黒幕	1対	660
	平台	1台	160
	箱足	1個	10
	箱階段	1台	230
	電動昇降式演台	1台	1,080
	花台	1台	200
	司会者台	1式	880
	金びょうぶ	1双	2,470

		白びょうぶ	1 双	2,470	
		旗パネル	1 枚	270	
		地 絣 (幅18,000mm) <small>がすり</small>	1 枚	1,040	
		地 絣 (幅6,000mm) <small>がすり</small>	1 枚	210	
		展示パネル	1 式	1,120	
		ホワイトボード	1 台	60	
		プログラムスタンド	1 台	130	
		パンチカーペット	1 巻	260	
		仮設ステージ	1 式	910	
		ミーティングチェア	1 脚	20	
		ピアノ	1 台	14,220	
		指揮者台	1 台	150	
		指揮者用譜面台	1 台	70	
		譜面台	1 台	70	
		その他の設備	同時通訳装置	1 式	17,250
	国際会議用テーブル		1 式	13,690	
	ホール以 外の施設	展示室	展示台 (高さ850mm)	1 台	140
			展示台 (高さ900mm)	1 台	260
			展示台 (高さ1,050mm)	1 台	320
			展示台 (高さ1,200mm)	1 台	350
簡易式展示パネル (3連)			1 台	320	
簡易式展示パネル (4連)			1 台	420	
簡易式展示パネル (5連)			1 台	520	
昇降式自立パネル			1 台	750	
床面照明器具			1 台	30	
スポットライト			1 台	20	
可動カウンター			1 台	80	
椅子			1 脚	20	
スタジオ・調整室			ドラムセット	1 式	710
		ギターアンプセット	1 式	720	
		ベースアンプセット	1 式	620	
		電子ピアノ	1 台	300	
		シンセサイザー	1 台	250	
		譜面台	1 台	10	
		丸椅子 (楽器演奏用)	1 脚	10	
		スピーカーパワーアンプセット	1 式	920	
	ダイナミックマイクロホン1	1 本	60		
	ダイナミックマイクロホン2	1 本	30		
コンデンサーマイクロホン	1 本	120			

		マイクスタンド (ブーム式)	1 台	50
		マイクスタンド	1 台	50
		ステレオヘッドホン	1 台	30
	リハーサル室	ピアノ	1 台	5,270
	会議室801 (特別)	固定型プロジェクター	1 台	1,190
		放送設備	1 台	1,040
		ブルーレイディスクプレーヤー	1 台	100
	会議室803	固定型プロジェクター	1 台	1,190
		ブルーレイディスクプレーヤー	1 台	100
	会議室804	固定型プロジェクター	1 台	6,110
	研修室812	固定型プロジェクター	1 台	1,190
		ブルーレイディスクプレーヤー	1 台	100
ホール・ホール以外の施設共通		簡易スピーカーシステム	1 台	220
		放送設備	1 式	1,420
		コンパクトディスク・ミニディスクラジオ カセットテープレコーダー	1 台	130
		発光ダイオードスポットライト	1 台	290
		ポータブルブルーレイディスクプレーヤー	1 台	70
		スクリーン	1 台	150
		パイプ組立式スクリーン	1 式	540
		移動型プロジェクター1	1 台	680
		移動型プロジェクター2	1 台	350
		書画カメラ1	1 台	480
		書画カメラ2	1 台	270
		プロジェクター・書画カメラ台	1 台	170
		ノートパソコン	1 台	410
		茶道具	1 式	650
		展示パネル	1 枚	120
		金びょうぶ	1 双	730
		リノリュウム	1 枚	80
		折り畳みテーブル	1 台	20
		スタッキングテーブル	1 台	90
		ステージ	1 台	590
電気料			1 k wまでごとに	140

備考1 9時から12時まで、13時から17時まで又は17時30分から21時30分までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時30分までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時30分までの使用の場合は3回使用したものとす。

2 スポットライトの利用料金については、第1スポットライトから第8スポットライトまでのいずれかのスポットライトを2列以上使用する場合に限り、徴収する。

2 利用料金の適用年月日

令和元年10月1日